

そうごうふくしぶかい 総合福祉部会	だい かい 第 15 回
H23.6.23	さんこうしりょう 参考資料 4
やまもといいんていしゅつしりょう 山本委員提出資料	

※この原稿は、桐原尚之, (2011). 「任意入院患者の退院に病院が反対した事例」

病院・地域精神医学 53 巻 3 号 (2010) : pp95-99 の基となった原稿です。
日本病院・地域精神医学会 および著者桐原尚之氏より掲載許可を得ております

ひょう だい にんいにゅういんかんじゃ たいいん びょういん ほんたい じれい
表 題 任意入院患者の退院に病院が反対した事例

ちよ しゃ めい きりはらなおゆき
著 者 名 桐原尚之

しよく しゅ むしよく
職 種 無職

しよぞくきかんめい ぜんこく せいしんびょう ものしゅうだん
所属機関名 全国 「精神病」者集団

ほうじんあおもりひゅーまんらいとりかばり
NPO 法人青森ヒューマンライトリカバリー

しよぞくきかんめい Japan National Group of Mental Disabled People
所属機関名

Non profit Organization Aomori Human rights Recovery

しょうろく
抄録

ひつしゃ あおもりけん せいしんかびょういん びょういん にゅういん
筆者は、青森県の精神科病院（Z病院）に入院するAさんから
ようせい をうけて、2008年 7月 30日 から2009年 3月 27日 にか
て、退院のための援助活動を行なった。

Aさんは任意入院者であり、退院の申出を行えば72時間を越えて
たいいん せいげん されることはない。しかし、Z病院は、Aさんの退院及び
がいしゅつ ふとう せいげん いし がいしゅつ さい ふとう じょうけん ふ
外出を不当に制限した。また、医師は外出に際して不当な条件を付し、
びょういん せいしんほけんふくしおよ りんしょうしんりし はんざい かのうせい
病院の精神保健福祉士及び臨床心理士は、犯罪をおかす可能性のある
せいしんしょうがいしゃ たいいん みと せっきよくてき たいいんせいげん
精神障害者の退院は認められないなどとして、積極的に退院制限
のぞ びつしゃ びょういん じつたい じっせん まあ
を望んできた。筆者は、Z病院の実態を、実践のなかで目の当たりにし
た。

ほんこう じっせんきろく てがみ もと びょういん じつたい じれい
本稿は、実践記録や手紙を基に、Z病院の実態を事例として
しょうがい 紹介する。

(和) keyword : 退院制限 , 患者 の管理 , 社会的入院 , 法の
恣意的解釈

(英) keyword : Limit of the discharge, Hospital of the Egyptian bondage, Social
hospitalization, Wrong interpretation of the law

1. 事例 の概要

筆者 は、入院患者 からの退院希望 を受けて、退院 に向けた救済
活動 (以下、援助) を行っている。援助活動 の具体的な内容 は、
①退院等 の請求及び処遇改善請求 にかかる援助、②賃貸借
物件 の情報提供及び不動産会社 への同行、③生活保護申請等 に
係る支援、④障害福祉サービス事業 及び地域生活支援事業 の利用 に
係る支援、⑤強制入院 の場合は、診察室 に同席 し保護者及び
主治医 ・管理者 (精神保健指定医) に退院 に向けた説得 の五つを主
に行っている。これらは全 て、患者 からの依頼 に応じて行っており、
契約書 を交わして開始 することになっている。

筆者 は、Aさん (30代、女性) から要請 をうけて、援助活動 を
行った。Aさんは、家族関係 の悪化 により、保護者 の同意 で医療保護
入院となり、2004年 4月 10日に入院 してから、2009年 3月 27
日まで数回 の短期退院 があつたものの、合計 で4年 5ヶ月 の入院を
している。2008年 8月 までには医療保護入院 であつたが、その後、任意
入院に切り替わつた。Aさんは、Z病院 に入院 しており、主治医 は、精神
保健指定医 のB医師である。Z病院 には、精神保健福祉士 が配属 されており、
C精神保健福祉士 がAさんの担当 である。

事例 は、当該援助活動中 の記録 をまとめたもので、Aさんからの手紙 も
含まれている。

2. 事例

2008年7月30日、筆者はAさんがZ病院に入院していることを知り、Z病院に入院するAさんに面会に行った。Z病院は、すべての病棟が閉鎖病棟である。

Aさんは、2004年4月10日に入院してから今日まで、途中数回の退院を除けば、合計で4年入院していたという。会話の中でAさんから「退院したい」ということを数回にわたって聞かされた。Aさんから8月26日付筆者宛の手紙が届き、Aさんが7月頃にX県に退院等請求をしていたことがわかる。

精神保健福祉センターから退院請求の結果が来て、退院は認められない。市役所からも引っ越し費用は出せないと言われてたし。とうとう逃げ道を断たれました。ここ3日、ショックでベッドから起き上がれず。ついに私は廃人です。(中略)精神病院が昔の様な閉鎖的で陰うつなところぢやないなんて言っているのはどこのこと。少なくとも、ここは違う。一旦入れられたら最後、分(原文ママ)の分からない病名を宛がわれて、すぐ複数(中略)の薬を出され、だんだん薬漬けにされてしまう。外との繋がりも断たれ、親からも見放され、友達も去り、天涯孤独の心境にさせられる。(中略)入院の必要性は無かったんじゃないのか。今だって、ただ閉じ込められてるだけでは治るとは思えない。院長が言う通り、50年から60年かかって、しかも自力で治すしかない病気がって、為々(原文ママ)入院の必要性があるのか疑問。(以下略)

筆者は、9月10日にZ病院へAさんの面会に行き、退院援助活動(契約)の話しをもちかけた。すると、Aさんは、早速でも契約を交わしたいと話した。幸い、Aさんは9月10日の時点で任意入院者であったため、退院の意思表示の後に、住居を確保すれば直ぐにでも退院できる状態であった。また、Aさんは既に生活保護を受けているため、変更の書類だけで生活に必要な資金を得ることも可能であった。

10月1日、筆者は契約書類を持って、Aさんの面会のためZ病院に行った。10月29日には、物件情報を持って、Aさんの面会のためZ病院に行った。Aさんに、青森市の市街地に位置する、家賃が三万円前後の物件12件を紹介した。そのときは、たまたま、Z病院に勤務するD看護師がAさんと同席していた。D看護師は、契約書と物件情報を見るなり、筆者に話しかけてきた。そして、Aさんに対して、主治医に契約書類を見せるように促した。

10月30日、Z病院のC精神保健福祉士から筆者に電話があり、病院に来るように言われた。そのため、11月5日にZ病院へ行った。筆者は、C精神保健福祉士ともう一人の従業員に、面会室らしき部屋に連れていかれた。そこには、Aさんもいた。早速、C精神保健福祉士が怒り口調で質問を始めた。

C 「誰に許可を得てAさんと退院援助の契約したのですか。」

筆 「Aさんと双方の合意に基づいて契約しました。」

C 「病院の方で責任をもって退院させるのでいいです。」

筆 「それは、Aさんご本人が決めることなので、あなたが言うべきことではありません。また、私たちは、契約しておりますので、支援を行う義務があります。これを契約の外部者の意思で放棄することはできません。」

C 「どこのだれかもわからない人が、急にそんなこと言っても困ります。」

筆 「これはAさんと私の契約なので、病院がどこの誰かをわかっておく必要性はないと思います。知りたいならば、Aさんから聞くこともできたと思います。また、私たちでお答えできることはすべてお答え致します。」

C 「そういうのは、予め、契約する前に挨拶をして行うべきです。」

筆 「私はそうは思いませんけど。まあ、挨拶してほしいなら、今からでも挨拶してもいいですよ。」

C 「そうでなくて、文書できちんとお願いします。」

おそらく、C精神保健福祉士は、病院にいる患者は病院が管理している

ため、患者 へのコンタクトは、すべて病院が知る必要 があると言いたいのだらう。

Aさんから11月5日付筆者宛の手紙が届き、病院がグループホーム入居を前提に退院を進めていることを知った。11月10日、Aさんの面会でZ病院に行き、その話しになった。話によれば、Aさんは主治医から「グループホームなら退院できる」と言われたが、可能であればアパートに住みたいとのことであった。筆者は、サービスや生活様式まで病院が口を出すことではないことと、アパートに住みながら介護を利用できることをということの説明をした。

11月11日、C精神保健福祉士から筆者に電話があり、内容としては、Aさんがグループホームではなく、退院してすぐにアパートに入居したいと言い出して困っているといったものであった。11月13日、筆者は、Aさんの依頼に基づき、Z病院のC精神保健福祉士に生活様式に及んだ介入をしてはならない旨の説明をしにいった。しかし、C精神保健福祉士は、「病院は病院でAさんの退院に向けた援助を行う。桐原さんは桐原さんでやればいい。病院には、桐原さんのほうから挨拶がないので協力関係はないから、一緒に退院援助はできない。」と言い出し、「なんの支援もないアパートに入れるなど責任がもてない」とも言ってきた。筆者は、Aさんの望む結果を実現するようO精神保健福祉士に働きかけたが、O精神保健福祉士は、自分達のプランや専門性に固執していた。なので、筆者は、挨拶をしないから協力しないということ、Aさんの要望を無視していること、アパートでも介護を受けられることと共同生活援助の支援のかたが時として手薄であること、病院にいる患者の契約行為は病院に管理・拘束される必要がないことを説明した。

それでも、O精神保健福祉士は、Aさんをグループホームの見学に連れて行ったらしい。11月27日、Aさんから筆者宛に手紙が届き、そこには、

26日にグループホーム見学に行ってきました。部屋は二人でくらすにはせまそうだなと思いました。それに私、少し潔癖なところがあるので、相手

ひと らんざつ ひと ひと き になってがまんできなそうと思 いました。だけど
おや せいかつほごかしよくいん ひとりぐ らしみとめてくれないし、ほか い けそうな ところ
もないし、がまんしてグループホームにいった方 がいいかなと悩 んでいます。

(中略) まさか、わざわざどこどこに行きますって言って出なきゃなんないの？やだ
なあ・・・でも仕方 ないのかな。(中略) はっきりいって、ほんとう は
グループホーム行きたくないよ。でも、そこしか行けそうな所 もないし、親 は納
得 しないし。行ってみてだめなら、また病院に戻 されるのかな。

か 書かれていた。筆者 は、病院がAさんにグループホームの利用 を強 要して
いるのではないかと思 った。また、一部屋 に二人 で暮らさせているグループホーム
に問題 も感 じた。一方 で、11月 28日、Z病院のC精神保健
福祉士 から筆者 に電話 があり、12月 19日 にAさんの主治医 であるB
医師とあつて欲しいと話 される。12月 19日、筆者 は、Z病院に行き、B
医師にあった。

B 「今日 はどういった用事 ですか。」

ふで 筆 「Cさんから、B医師にあうように言われたので、きました。」

B 「Cさん。そうなの？」

C 「はい。そうです。」

B 「まあ、話 すこともないんだけど、Aさんが退院 したいって言い出しているの
は知っています。だけどね、いま、退院 できる状 況じゃないと思 うんだけど、
きみ はどう思 う？」

ふで 筆 「私 は医者 じゃないので、他者 の心身 について意見 を述べませんが、
にんいにゆういん かんじゃ たいいん したいと意思表示したら、原則 として退院
させなければならないわけですから、退院 はできるはずです。」

B 「なるほどね。私 はグループホームでなければ、退院 は認めないつもりだが、
あなたは違 うんでしょ。普通 のアパートでは支援 を受けられないから、退院 し
て直ぐであるなら、グループホームの方 が安全 ではないですか。」

ふで 筆 「いえ。居宅 でヘルパーの利用 もできるので支援 は受けられます。それに、

ぐるーぶほーむのかたが、ほんらいてきには“ちいきにおいてきょうどうせいかついとなむのにししょうのないしょうがいしゃ”というげんていてきひょうげんもちいられているし、あおもりしのばんふれっとには、しゅうろうしえんをうけているか、しゅうろうしているものがぐるーぶほーむをりようすることをそうていしています。なので、たいいんしてぐるーぶほーむでなければならぬこんきよにはなりません。それに、じゅうたくようしきはAさんが決めることだと思えます。

B 「でもね。ヘルパーを利用しすぎて、何にも自分で家事をやらなくなったらどうするの。」

ひつ 筆 「仮にそうなったとしても、それがどう問題かがわからないのですが、とりあえず、それはあり得ないと思えます。」

B 「どうして？」

ひつ 筆 「どうしてもこうしても、ふつうにかんがえて、あり得ないからです。仮にそうなったとしても、せんせいになにに問題を感じているかがわかりません。」

B 「あなたは問題を感じないの？ ならば、せいかつほごじゅきゅういちにちでぱちんこかねつかはひとせいかくしょうがいというの、せいかくしょうがいなわけであって、そのひとせいかくがそうさせているわけだから、ちりょう治療しなければなんないんです。」

ひつ 筆 「私は疾病に関するせんもんかではないのでじんかくしょうがいについてはよくわかりませんが、それとはべつほんにんせいかつけんがあるわけであって。」

B 「だからね。(こえあらげる)あなたが言っていることは、ぜんぶほんにんすきにさせてしまえと言っているように聞こえるんだけど。」

ひつ 筆 「はい。げんそくとしてほんにんが決めるべきことはほんにんきめるけんりがありますので。」

B 「じゃあ、しゃっきんをしたらどうするんだ。せいかくしょうがいひとには、そういう人もいるんだ。」

ひつ 筆 「借金をしても、へんえせばいいわけですよ。」

B 「返さない人もいるんだ。それがすうせんまんたんいしゃっきんかえ返さないんなら、もんだいあるでしょう。」

ひつ 筆 「へんさいのうりよくがないならじこはさんすればいと思えますが。」

B 「一度、自己破産してしまったら、二度はできないでしょう。(大声で声を荒げる)」

ひつ 筆 「7年くらい間置けばできます。」

B 「借りても返さないで自己破産を繰り返して、そんなのが許されるはずないだろ(大声で声を荒げる)」

ひつ 筆 「許されるものにも、民事ですからね。双方の合意ですよ。貸す側にも責任はあります。借金をして返さない自由もあるし、自己破産する自由もあると思いますよ。」

B 「あなたは自由という言葉 を完全に穿違えている!!自由とは好きかって勝手にやることじゃない!不自由があつて自由があるんだ!!ヨーロッパのFreeを、日本人は勘違いしている人が多いいけど、自由というのは、本来そういう意味ではなくて、自由に対して責任を負うということだ!!(大声で怒鳴る)」

ひつ 筆 「すみません。じゃあ、借金をする人は全員、精神科病院に入院しなければならないんですか。」

B 「そういうわけではないですが。」

ひつ 筆 「じゃあ、いいじゃないですか。それと、僕が思うに自由権規約に書かれていることが、基本的自由だと思えますけどね。」

B 「それは知らないけど。」

C 「それで結局、退院の件は、どうしますか。」

B 「本人が退院するって言っているわけだから、仕方ないでしょ。」

結局のところ、退院はすることになったらしい。

1月22日、筆者はAさんの面会のためZ病院へ行った。その日は、Aさんと一緒に、D看護師に外出をしたい旨を伝えた。D看護師は、「はい。多分、大丈夫だと思いますので、確認しますね。」と返事をしたが、しばらくして、「親との同行が外出の条件だそうです」と言ってきた。抗議はしたが、D看護師も、「医者じゃないから、私からはなんとも・・・」と説明していたので、B医師の判断であることが理解できた。その後、B医師は

いっかん して、たいいん おや どうい ひつよう たちば
一貫して、退院には親の同意が必要との立場をとってきた。

がつ にち せいしんほけんふくしし ひつしゃ でんわ ないよう
1月25日、C精神保健福祉士から筆者に電話があった。内容は、
びょういん ぐるーぷほーむ以外 たいいん みと められないので、退院に当たって
病院はグループホーム以外の退院は認められないので、退院に当たって
おや せつとく しろというものであった。Aさんも、おや せつとく のぞ
親を説得しろというものであった。Aさんも、親の説得を望んだため、
ひつしゃ おや せつとく
筆者は親を説得することになった。

がつ にち ひつしゃ は びょういん じ ぶん いたるき すで
1月26日、筆者はZ病院に10時30分ごろに到着した。既にAさ
んのお母はZ病院に到着しており、後から聞くとAさんとAさんの母親は
ははおや びょういん とうき あと から きく とAさんとAさんの母親は
喧嘩を始めていたという。そしてAさんは、母親の説得を諦めたのであつ
けんか はじ めていたという。そしてAさんは、母親の説得を諦めたのであつ
た。Aさんの退院は、親の納得とは無関係で行うこととなり、早速、日
にちをきめて、ふどうさんかいしゃ せいかつほごか どうこう
にちを決めて、不動産会社と生活保護課に同行することにした。Aさんは、
しゅじい がいしゅつきゃかしよ だ おこな こんど がいしゅつきゃか
主治医に外出許可書を出しに行った。ところが、今度は、外出許可がでな
いという話になった。B医師がやってきて、

B 「がいしゅつ おや いっしょ
外出は、親と一緒に じゃないとできないことになっているし。そもそも、
がいしゅつ しゅじい きよかひつよう わし きよか だ がいしゅつ
外出は主治医の許可必要なんです。私が許可を出さないと外出はできませ
ん。」

ふで げんそく かいほうしよぐう
筆 「そんなことはないでしょう。原則開放処遇 でしょう。」

B 「それは、びょういん き
病院が決めることで」

ふで びょういんいぜん ほうりつ
筆 「病院以前に法律 があります。」

B 「びょういん ほうりつ かんけい
病院と法律は関係ない。それでも、私は、外出を禁じているわけ
ではないんだ。あさ じ 6時におきて、ひるね じょうたい しゅうかんつづ
朝の6時におきて、昼寝しない状態を1週間続ければ、外出
を認めようと思 っている。たいいん むき
退院も無期ではない。」

びょういん げんそく がいしゅつ みと きよか で もの がいしゅつかのう
Z病院は、原則として外出を認めず、許可が出た者のみを外出可能
としている。これは問題 であるとAさんに伝えたが、Aさんは、B医師の条件を
もんだい つた 受け入れることを選 んだ。

がつ か いし だ のるま たっせい がいしゅつ
2月9日、AさんはB医師の出したノルマを達成し、外出をすることになった。
ふどうさんかいしゃ ゆせつめい う せいかつほごか ゆせつめい う しょうがいしゃ
不動産会社に行き説明を受け、生活保護課に行き説明を受け、障害者
しえんか ふくしじょうしゃしやう はっこうしんせい かけ
支援課に福祉乗車証の発行申請をした。帰りに、Aさんの依頼で、Aさ

んの実家（自宅）に行き、Aさんの通帳と印鑑をとりに行った。すると、Aさんの姉があらわれ、ものすごい剣幕で怒鳴りだした。どうも、家族はAさんの外出を認めていないという主張であった。

2月12日、Z病院のC精神保健福祉士から筆者に電話があり、2月19日にZ病院に来るように言われた。2月19日、Z病院に行くと、入り口には、既に3人の従業員が待ち構えていた。C精神保健福祉士と、看護師のDさん、それから、E臨床心理士である。筆者は、応接室に連れて行かれた。

C 「親から連絡がありました。病院を訴えるといっていますが、どう責任を取ってくれるのですか。」

筆 「私たちは責任を取れません。」

C 「訴訟になったらどうするんですか。」

筆 「別に訴訟になってもいいじゃないですか。訴訟は権利です。

第一、負けることはないと思いますよ。」

C 「訴訟になったら困ります。」

E 「訴訟になること自体が問題なんですよ。」

筆 「別に刑事訴訟じゃないんだから。民事ですよ。訴訟の自由はあるわけで、善悪にかかわらず、訴訟されることはあるわけです。」

D 「いえ。桐原さんが言っていることは正しいのですが、みんなが皆、訴訟は権利と思いません。単純に、訴えられた病院と思われるわけで、そうなるイメージダウンになり兼ねないのです。だから、訴訟を起こされたくないのがこちらの本音なのです。」

筆 「じゃあ、訴訟しませんと書いた覚書に印鑑を押してもらえばいいと思いますよ。」

D 「ああ、なるほど。それは解りました。それで、保護者との関係が悪化しているんですが、アパートに住むとなれば保証人が必要でしょう。それは、保護者じゃないとできないと思うんですけど、大丈夫なんですか。」

筆 「賃貸借契約の連帯保証人は、親である必要はありません。ま

た、債務保証制度もあるので、あえて探した保証人を立てる必要もないとおもいます。」

E 「そういうこと具体的に進めていくのはいいですが、いきなりアパートに入居して、たとえば、犯罪をおかしたら病院の責任になるんですけど、そうならない保障はあるんですか。」

ひつ 筆 「言ってる意味がわからないのですが、退院した患者が犯罪をおかしたら責任って、どういう責任ですか。」

E 「だから、病院の名前がテレビや新聞に出たりとか。」

ひつ 筆 「それは考えられませんね。何故なら、犯罪をした本人が刑事責任を負うわけですから、病院は関係ありません。」

E 「でも、こちらには責任があります。」

ひつ 筆 「いや、ありませんから。」

E 「いえ、責任がありますでしょ。」

ひつ 筆 「すみません。あなた、先ほどから責任と仰っているけども、なんの責任ですか、具体的に教えてくださいませんか。」

E 「病院には、管理責任があるでしょう。」

ひつ 筆 「なんですかそれ。そんなものはありません。」

E 「病院は、患者さんを管理しなきゃいけないんです。」

ひつ 筆 「たとえ、管理責任があるとすれば、従業員に対する使用者責任とか、いや、監督責任なのかな、いずれにせよ、管理責任なんてものはないですね。」

C 「実際に病院に親から電話で苦情が来ているわけですよ。その責任をどう取ってくれるかってことです。」

E 「そう、つまり、説明責任です。」

ひつ 筆 「苦情処理は責任ではなく、義務だと思いますよ。仮に営業に差し支えるような苦情が殺到しているならば、営業妨害で告訴すればいいわけですよ。それから、説明責任は、親ではなく、患者に対して管理者が説明する責任でしょう。ましてや、管理責任なんて患者はモノでありません。あなた方の責任は、第一に、債務履行責任、つまり、Aさんの

ようぼう する 医療 を 実現 することでしょう。患者 を 管理 しようとか 考 え
ているなら、それは 問題 ですよ。」

E 「こちらとしては、患者 が 退院 した 後 に 犯罪 を おかさなければ、それ
でいいのです。それを、そちらで 100% 保障 してくれるんですか。」

ひつ 筆 「多分、犯罪 はしないと 思 うけども、100% 保障 なんてできませ
ん。」

C 「それじゃあ、困 るんです。(声 を 荒立 てる)」

ひつ 筆 「いや、困 られても 困 ります。そもそも、100% なんてものがありえないわ
けですし。」

E 「だから、それじゃあ 困 るんです。」

ひつ 筆 「いや、100% 犯罪 を しないなんてありえないでしょ。あなた だつて、
100% 犯罪 を しないなんて 無理 なはずです。第一、法定時間 を 過ぎた
退院 制限 は 違法 です。まず、自分 のことを 考 えてください。それに、
犯罪 を したら 刑事 責任 を 負う、それだけのことじゃないですか。」

E 「それじゃ、退院 は 認 められないですね。」

ひつ 筆 「失礼 ですが、あなたは 指定 医 ですか。」

E 「いいえ、違 います。」

ひつ 筆 「なんで、指定 医 じゃない 人間 が 退院 制限 してるんですか。違法 じ
ゃないですか。仮 に 指定 医 だとしても、72時間 しか、退院 を 延ばすことはで
きません。任意 入院 患者 が 退院 を 申出 たら、退院 させなければなら
ないんですよ。あなたは、患者 のことをとやかく 言える 立場 じゃないでしょ。」

D 「確 かに、桐原 さんの言う 通りで、退院 させなければならぬことにな
っています。私 も 桐原 さんに言われて、先日 勉強 し直 しました。我々
も知らないことが 沢 山 あるので、そこは 協 力 してやっていきたいです。しかし、
私 たちとしては、グループホームに移行、退院 という形 をとれば、親子
関係 も 悪化 せずに、より早 く退院 できたと思 いますが、それができなくな
ったのは 桐原 さんたちの 働 きかけがあったからだと思 います。」

ふで 筆 「働 きかけていません。あくまで、Aさんの 依 頼 です。」

D 「その 依 頼 も、桐原 さんたちがいなければ、なかったわけですから、そういう

意味では、働きかけがあったと思っ

結局のところ、三名の従業員の話の趣旨は見えず、差別発言だけが目立った。その後のAさんとの話し合いで、Aさんは、生活保護に合わせて、3月5日に賃貸借契約を行うことを決定した。3月5日、Aさんと私は、不動産会社に行き、賃貸借契約を行った。生活保護課に行き、住所変更と引っ越し費用についての説明を受けた。3月27日、Aさんの退院が決定し、同時に、引越をした。それに合わせて生活保護の移転も終わった。

4. 事例の意味

当該事例は、①Aさんの援助記録を基に、Z病院が退院を希望する患者（Aさん）の退院を制限していること、②患者（Aさん）を管理するものと捉えた発言がされたこと、③第三者に対して排他的であり攻撃的であったことを、事例を通じて明らかにした。

(参考文献)

- 権利主張センター 中野 (2010). アドボケート養成カリキュラム. 東京
- 中村 繭 美 (2010). あなたはこんな処遇を望みますか—精神科入院体験記. 部落解放 625, pp12-20.
- 吉田 おさみ (1983). 「精神障害者」の解放と連帯. 新泉社. 東京